

## 介護助手普及啓発テレビCM作成等委託業務公募型プロポーザル審査要領

介護助手普及啓発テレビCM作成等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める介護助手普及啓発テレビCM作成等委託業務プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は400点（審査委員1人当たり100点）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 業務に対する考え方 | (10点) |
| (2) 事業内容の企画   | (70点) |
| (3) 実施体制      | (10点) |
| (4) 参考見積書     | (10点) |

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 開催日

令和5年8月28日（月）9：30～

#### (2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は1参加者15分とします。
- ②プレゼンテーション開始時間は各参加者に別途お知らせします。
- ③各参加者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了後、各審査委員の審査結果を集計して、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、1位配点とした審査委員が多い者を候補者とします。

## 別紙

## 審査基準

審査の項目	配点	審査の視点
業務に対する考え方	10点	事業の目的を正しく理解し、その目的にそった取組方針が明確に記載されているか。また、その方針は問題点や課題の解決につながる内容となっているか。
事業内容の企画	30点	企画やコンセプトが明確であり、介護助手の普及啓発及び雇用促進へつなげやすいものとなっているか。
	40点	制作される映像資料について、発想やアイデアなどの演出が優れているといった工夫がみられ、効果的な提案があるか。
実施体制	10点	責任者の位置づけがあり、事業を円滑に実施できる人員・体制が確保されているか。
参考見積書	10点	(最低見積価格÷提案見積価格)×10 ※小数第1位を四捨五入して、配点する。
合計	100点	